11.13東北水道フォーラムの提案を受けて

法のなかで遊ぶ？ 分水は ？

一般社団法人ダクタイル鉄管協会
顧問　大久保 勉

熊谷和哉さんの提言

★人口減少社会における水道システムの構築は、地域基盤問題として考えるべきで、地域ごとに解がある

★法律や指針に書いていないとか、縦割り行政の弊害が睥睨しているというのは、言い訳に過ぎない

★住民サービスとは何か？
行政が利用者の生活基盤を支えるという立場に立ち返って、課題と立ち向かうべきだ

★分水 ？ 法的に不安定な立場だけれど、第三者委託で考えれば簡単ですよ

分 水 とは ？

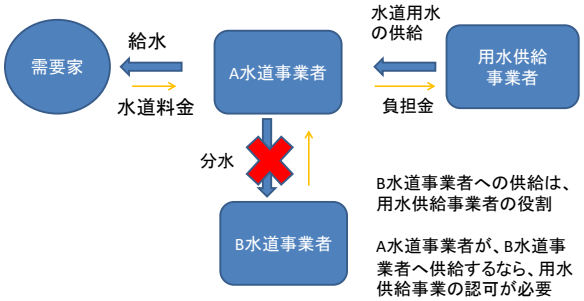

B水道事業者への供給は、用水供給事業者の役割

A水道事業者が、B水道事業者へ供給するなら、用水供給事業の認可が必要

厚生労働省の分水に関する見解

他の水道事業者への浄水の分水は、法上の責任の所在が不明確であるため、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていない。

よって、分水の供受給を実施している各水道事業者においては、分水の受水者に支障を生じさせないことを前提に、協定書等で責任の所在を明確にした上で、分水状態の解消に向けて変更認可を申請するよう、計画的に取り組むことが必要である。

変更認可

認可が必要となる事業内容(水道法第10 条、第30 条)

範　囲 ＼ 事業形態	水道事業	水道用水供給事業
(1)給水区域の拡張	○	—
(2)給水対象の増加	—	○
(3)給水人口の増加	○	—
(4)給水量の増加	○	○
(5)水源の種別の変更	○	○
(6)取水地点の変更	○	○
(7)浄水方法の変更	○	○

「第三者委託」

（平成14年4月に施行された改正水道法第24条の3）

水道の管理に関する技術上の業務を
第三者に委託できる制度

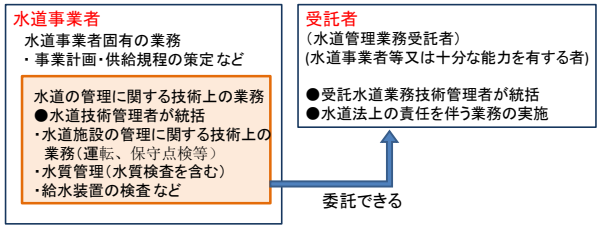

事業者が考える事

重複部分の水道事業をどちらの名義で行うか

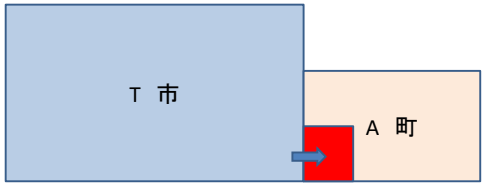

T市が行う⇒域外事業として、変更認可を得る

A町が行う⇒浄水・給水という技術上の業務を委託する

分水の第三者委託における業務仕訳

事業主体は	A町	
料金設定	A町	
料金徴収主体	A町	
給水義務	A町	
浄水施設の運転・維持管理	T市	委託契約
T市・A町内に設置された管路の維持管理	T市	委託契約
T市内から連絡される新規配管の建設	A町・T市	委託契約外
A町に連絡する新規配管の建設	A町	委託契約外

分水の第三者委託における課題

受・委託者

・業務範囲や責任区分の明確化
（非常時等においても十分な対応を図ることが出来るように）

委託側

・区域外からの給水に対する住民理解が得られるか ？
・供給される側の町民の水道料金は ？
・給水原価と供給単価に相違があった場合の処理は ？
・料金収入はA町、委託料をT市に払うことになるが差額は ？

分水・第三者委託に係る事例

分水 （協定・覚書）

・あまた有り

第三者委託 （契約）

・印旛郡市広域市町村圏事務組合と千葉県水道局
・北千葉広域水道企業団と野田市・八千代市
・横須賀市と横浜市

その他

・水道緊急連結管における保全水に関する覚書

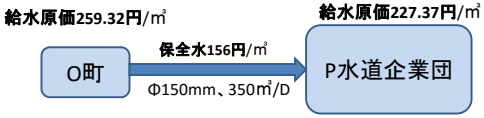

第三者委託の例

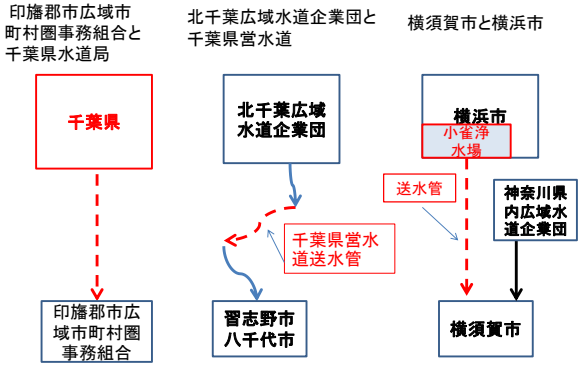

民間活用を含む連携形態のプロセス

- 個別委託(従来型委託)
- 第三者委託
- DBO
- PFI
- 公設民営化（コッセッション）
- 指定管理者制度
- 完全民営化

第三者委託に係る事例

神奈川県企業庁箱根地区水道事業と箱根水道パートナーズ株式会社

代表事業者：JFEエンジニアリング株式会社
構成事業者：株式会社デック、神奈川県管工事業協同組合、株式会社ジェネッツ
株式会社西原環境

県職員が担当する業務　事業計画の策定、委託業務の指導・監督
外部へ発注する業務　上記以外の業務を一つにまとめて発注

荒尾市企業局と、あらおウオーターサービス

代表事業者:メタウオーター
構成事業者 ： 荒尾市管工事協同組合、エース・ウオーター、国際興業、NTTデータ、その他6協力企業

経営及び計画支援業務
　経営補助、中・長期計画策定、調査及び対応補助業務
管理支援業務
　総務関連補助業務、財務関連補助業務、技術継承支援業務
営業業務、設計建設業務、維持管理業務、危機管理対応業務

第三者委託の発展

広域に繋がるか ？

水道事業を統合しない場合であっても、下図のように、複数の水道事業者等が第三者委託を活用して管理に関する技術上の業務を一本化することにより、より効率的で技術レベルの高い管理や危機管理体制の強化を図ることが可能 ？

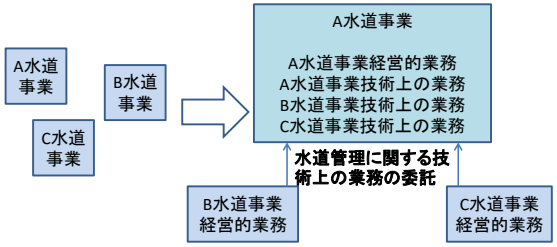

白地図

法改正で、第三者委託は、水道の管理に関する技術上の業務と解釈される。
昨今は、包括委託に進展を見たが、応札事務量等、参入障壁が高い。
官民連携を探るには、パイを大きくした広域水道を考える必要がある。
地域の水道地図を俯瞰すると、広い領域での効率的水源・輸送路が見えてくる。
水道事業の主体は市町村 ？ 都道府県の役割は調整 ？
法の中で遊ぶ ？ だけでは、水道界を継続させることは不可能である。

結　論

熊谷氏曰く
自分の外に理由を作り、物事が進まない理由にしていては仕方が無い。利用者の生活基盤を支えるという原点に立ち返り、課題と向き合うべきだ

演者曰く
社会全体として循環型社会が求められている。水道地図から、連携出来る効率的水道システムの単位を見つけ出し、事業継続を図ってほしい。中央に依存するばかりでは、真の地方分権とならず、いつまでも従属する事になる。

ただ居に、なるな ！

ただ居とは； 遅れず・休まず・働かず、ただ黙って居て俸給をむさぼる公務員を揶揄・蔑視する言葉